

本庄市介護事業所等物価高騰等対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた介護事業所等又は障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）を運営する事業者に対し、予算の範囲内で本庄市介護事業所等物価高騰等対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てを満たす事業所等を有する事業者とする。

(1) 令和8年1月1日現在において関係法令の規定による指定、届出、登録等を受け、本庄市内に別表に定める事業所等を設置していること。

(2) 令和8年1月1日現在においてサービスを開始・提供しており、かつ、申請日時点において事業所等を休止していないこと。ただし、事業所等の一部を休止している事業者を除く。

(3) 申請月の翌月末日までに事業所等を休止し、又は廃止する予定がないこと。ただし、事業所等の一部を休止し、又は廃止する予定がある事業者を除く。

(4) 事業所等の代表者、役員その他の当該事業所等に実質的に関与している者が本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助額)

第3条 補助金の額は、事業所種別ごとに別表に定める額に補助対象者が有する事業所等又は事業所等の定員の数を乗じて得た額の合計額とし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

2 補助金の交付は、1事業者につきサービス種別ごとにそれぞれ1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、本庄市介護事業所等物価高騰等対策支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて、令和8年5月31日までに市長に提出するもの

とする。

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、本庄市介護事業所等物価高騰等対策支援補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(交付の取消し等)

第6条 市長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 補助金の交付を受けたものが、法令に基づく監査又は指導により保険者から介護給付費等の返還又は過誤調整の指示を受けたとき。

(2) 偽りその他不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(補助金の交付手続の特例)

第7条 補助金の交付の手続については、規則第25条の規定に基づき、規則第5条に規定する申請書及び規則第18条第2項に規定する請求書を統合し、規則第15条に規定する実績報告及び規則第16条に規定する確定通知を省略するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年6月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項に規定する交付の決定を受けたものについては、第6条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

No.	サービス種別	事業所種別	区分	補助金額
1	介護事業 所等	訪問介護事業所	訪問系	1事業所当たり 30,000円
2		訪問看護事業所		
3		訪問リハビリテーション事業所		
4		福祉用具貸与事業所		
5		居宅介護支援事業所		
6		介護予防支援事業所 (介護予防ケアマネジメント)		
7		定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所		
8		通所リハビリテーション事業所	通所系	定員1人当たり 4,000円。 ただし、同一補 助対象者が有す る入所系施設入 所者を除く。
9		通所介護事業所		
10		地域密着型通所介護事業所		
11		認知症対応型通所介護事業所		
12		短期入所生活介護事業所	入所系	定員1人当たり 8,000円
13		短期入所療養介護事業所		
14		介護老人福祉施設		
15		地域密着型介護老人福祉施設		
16		介護老人保健施設		
17		介護医療院		
18		認知症対応型共同生活介護事業 所		
19		小規模多機能型居宅介護事業所		
20		軽費老人ホーム		
21		有料老人ホーム		
22		サービス付き高齢者向け住宅		
23	障害福祉 サービス 事業所等	居宅介護事業所	訪問系	1事業所当たり 30,000円
24		行動援護事業所		
25		自立生活援助事業所		
26		計画相談支援事業所		

27	就労支援センター		
28	保育所等訪問事業所		
29	生活サポート事業所		
30	日中一時支援事業所		
31	移動支援事業所		
32	補装具業者		
33	生活介護事業所	通所系	定員1人当たり 4,000円。 ただし、障害者 支援施設、宿泊 型自立訓練施設 の入所者を除 く。
34	自立訓練事業所		
35	就労移行支援事業所		
36	就労継続支援事業所		
37	就労定着支援事業所		
38	就労選択支援		
39	児童発達支援事業所		
40	放課後等デイサービス事業所		
41	地域活動支援センター		
42	障害者支援施設		
43	共同生活援助(グループホーム)		
44	短期入所事業所		
45	宿泊型自立訓練施設		

備考 サービス種別中の介護事業所等については、保険医療機関・保険薬局の
みなし指定のもの及び空床利用型のは除く。